

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第30号

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例

四日市市介護保険条例（平成12年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,016円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中<u>20,016円</u>とあるのは、<u>25,020円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>20,016円</u>とあるのは、<u>46,704</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,020円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中<u>25,020円</u>とあるのは、<u>33,360円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>25,020円</u>とあるのは、<u>48,372</u></p>

円と読み替えるものとする。

円と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の四日市市介護保険条例第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(健康福祉部介護保険課)